

事由コード9 活動中の所有物の破損・盗難・紛失保障

・加入者が組合員活動中に、個人の所有物の破損・盗難・紛失にあった時の保障。

保障内容 個人所有物に関しては被害実額にかかわらず、上限1万円
但し、活動に必要なものに関しては、上限を5万円にする。

補足 運営委員が認めた活動中における事故を保障する。
「活動に必要なもの」とは、開催された企画などに
必要なため代表して持ってきたものをいう。
共同購入品の受取中の破損、盗難、紛失事故は事由コード14。
保険で賄えないものの保障。
活動中の自転車の破損、盗難にも対応する。
盗難の場合は警察に届けること。



申請に必要な書類

修理費明細書もしくは、新しい物の購入代金領収書（コピー不可）、
盗難の場合は警察の受理番号。

《申請書》

記入日 年 月 日

グループ名	組合員 NO.	事由発生者氏名（自署）	電話番号
-------	---------	-------------	------

《事由報告書》

事故発生日時	年 月 日	時頃
事故発生場所		
活動の内容		
事故発生時の状況		
事故（被害）にあつた物	被害実額	円

《請求書》

給付額	円	グループ名・証明者氏名（自署）
-----	---	-----------------

- * 自動車、バイク（原付含む）事故は、この保障の対象外です。
- * 活動に必要なものとは、開催された企画に必要なため、代表して持ってきたものなどです。
- * 請求にあたっては、盗難・紛失の場合は新規購入品の領収書（コピー不可）を添付。
破損の場合は修復費の領収書（コピー不可）を必ず添付してください
- * 所定事項記入後、郵送又は配送職員へ 原則として、事由発生日から 60 日以内に提出してください。
- * 証明者は、活動の主催者等、申請者以外の組合員です。

事務局記入欄 受付日 年 月 日 受付番号 処理日 月 日